

平成19年度化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価検討会報告書（要点）

1 発がん性等の有害性が高い化学物質のうち、国内での取扱量が多い10物質（2,3-エポキシ-1-プロパノール、塩化ベンゾイル、オルト-トルイジン、クレオソート油、1,2,3-トリクロロプロパン、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）、砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）、フェニルオキシラン、弗化ビニル及びブromoエチレン）のリスク評価を行った。

これら10物質の製造・取扱い事業場において個人ばく露量等を測定したところ、粉状のニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）、砒素及びその化合物（三酸化砒素、アルシン及びガリウム砒素を除く。）については、「評価値」（大多数の労働者がその濃度に毎日繰り返しばく露されても、勤労生涯を通じて健康に悪影響を受けないレベル）を超えるばく露が認められた。

（※）「ニッケルカルボニル」及び「三酸化砒素」は、既に特定化学物質（第2類物質）として規制されているため、リスク評価の対象から除外した。

2 このため、（1）及び（2）に掲げる2物質については、それぞれ以下の方向で関係法令の整備を検討すべきである。

（1）粉状のニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）

○ 粉状のニッケル化合物については、労働安全衛生法施行令別表第3の第2類物質とすべき。

（局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施・評価、特殊健康診断の実施等による管理が必要）

○ 粉状のニッケル化合物については、労働安全衛生法施行令第18条の名称等を表示すべき物質とすべき。

（2）砒素及びその化合物（三酸化砒素、アルシン及びガリウム砒素を除く。）

○ 砒素及びその化合物については、労働安全衛生法施行令別表第3の第2類物質とすべき。

（局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施・評価、特殊健康診断の実施等による管理が必要）

○ 砒素及びその化合物については、労働安全衛生法施行令第18条の名称等を表示すべき物質とすべき。